

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 27 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（13 施設）

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）
- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
（公文書管理法施行令第 2 条第 1 項）
 - 第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）
 - 第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）
 - 第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
 - 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）
 - 国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）
 - 国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）
 - 国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）
 - 国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）
 - 国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）
 - 国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）
 - 国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）
 - 国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）
 - 日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

II 対象期間

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
時点を問うものは、平成 28 年 3 月 31 日現在の状況

III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第 8 条第 1 項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第 11 条第 4 項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第 14 条第 4 項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第 2 条第 7 項第 4 号）

の受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項及び第 2 項）。

また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、文書の受入後は、くん蒸、ウイルスチェック（検疫）、媒体変換、綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として受入れから 1 年以内に排架することとされている（第 B 章第 1 節 B-1（留意事項））。

平成 28 年 3 月 31 日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴

史公文書等は、表1のとおり、合計で1,838,314件である。このうち、1,827,013件(99.4%)は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が1,818,997件(99.6%)と大多数を占めており、「電磁的記録」は7,425件(0.4%)となっている。

平成26年度と比べると、総所蔵数が51,434件(対前年度比2.9%)の増加、目録に記載され、排架されているものが53,187件(対前年度比3.0%)の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が52,924件(対前年度比3.0%)の増加となっている。(平成27年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料1を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが11,301件(0.6%)ある。このうち、9,798件は平成27年度中に移管されたものであって、平成28年3月31日現在では、受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
	目録に記載された件数	媒体の種別			目録未記載の件数		
		文書又は図画	電磁的記録	その他	うち平成27年度移管受入れ		
国立公文書館	1,392,828	1,390,475	1,388,396	1,896	183	2,353	2,353
宮内公文書館	89,628	89,628	89,624	0	4	0	0
外交史料館	95,889	95,889	95,889	0	0	0	0
東北大学	7,383	7,383	7,355	28	0	0	0
東京大学	4,256	2,753	2,752	0	1	1,503	0
東京工業大学	42	42	42	0	0	0	0
名古屋大学	28,811	28,811	28,660	97	54	0	0
京都大学	50,431	46,427	46,427	0	0	4,004	4,004
大阪大学	3,093	344	344	0	0	2,749	2,749
神戸大学	45,774	45,620	43,850	1,423	347	154	154
広島大学	18,164	18,164	17,651	511	2	0	0
九州大学	9,651	9,113	9,113	0	0	538	538
日銀アーカイブ	92,364	92,364	88,894	3,470	0	0	0
平成27年度 合計	1,838,314	1,827,013	1,818,997	7,425	591	11,301	9,798
総所蔵件数に占める割合	100.0%	99.4%	—	—	—	0.6%	0.5%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.6%	0.4%	0.0%	—	—
平成26年度 合計	1,786,880	1,773,826	1,766,073	7,242	517	13,054	12,864
総所蔵件数に占める割合	100.0%	99.3%	—	—	—	0.7%	0.7%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.6%	0.4%	0.0%	—	—

(注)1「電磁的記録」はCD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

2「その他」は布、木簡、記念碑、勲章等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、「ガイドライン」に基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 1,827,013 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 946,683 件（51.8%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 32,296 件（1.8%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全てが利用制限事由に該当するもの）とされているものは 83,968 件（4.6%）であり、合計 1,062,947 件（58.2%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 764,066 件（41.8%）となっている。

なお、平成26年度と比べ、審査済みの件数は、19,932 件（対前年度比 1.9%）の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数（再掲）						
	利用制限区分の別					審査済み計	要審査
	審査済み			全部利用制限			
全部利用	一部利用	全部利用	全部利用制限			審査済み計	要審査
国立公文書館	1,390,475	834,596	5,998	81,485	922,079	468,396	
宮内公文書館	89,628	30,902	1,443	28	32,373	57,255	
外交史料館	95,889	50,950	2,131	0	53,081	42,808	
東北大学	7,383	1,257	20	0	1,277	6,106	
東京大学	2,753	1,982	5	90	2,077	676	
東京工業大学	42	1	0	0	1	41	
名古屋大学	28,811	602	105	3	710	28,101	
京都大学	46,427	1,019	18,091	0	19,110	27,317	
大阪大学	344	259	1	0	260	84	
神戸大学	45,620	22,864	4,202	2,362	29,428	16,192	
広島大学	18,164	1,438	263	0	1,701	16,463	
九州大学	9,113	399	8	0	407	8,706	
日銀アーカイブ	92,364	414	29	0	443	91,921	
平成27年度 合計	1,827,013	946,683	32,296	83,968	1,062,947	764,066	
(割合)	100.0%	51.8%	1.8%	4.6%	58.2%	41.8%	
平成26年度 合計	1,773,826	930,293	29,437	83,285	1,043,015	730,811	
(割合)	100.0%	52.4%	1.7%	4.7%	58.8%	41.2%	

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管等受入れの状況

平成27年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、46,334件（総所蔵件数の2.5%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが28,326件(61.1%)、②独立行政法人等から移管されたものが12,764件(27.5%)、③司法機関から移管されたものが2,315件(5.0%)、④民間その他の団体から寄贈・寄託されたものが2,929件(6.3%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数					
	移管元機関の別					
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等	
国立公文書館	25,813	23,491	7	2,315	0	0
宮内公文書館	1,587	1,587			0	0
外交史料館	3,248	3,248			0	0
東北大学	228		228		0	0
東京大学	0		0		0	0
東京工業大学	42		42		0	0
名古屋大学	430		430		0	0
京都大学	4,004		1,443		0	2,561
大阪大学	2,749		2,749		0	0
神戸大学	2,577		2,374		0	203
広島大学	847		847		0	0
九州大学	538		538		0	0
日銀アーカイブ	4,271		4,106		0	165
平成27年度 合計	46,334	28,326	12,764	2,315	0	2,929
(割合)	100.0%	61.1%	27.5%	5.0%	—	6.3%
平成26年度 合計	39,512	18,783	15,339	1,773	0	3,617
(割合)	100.0%	47.5%	38.8%	4.5%	—	9.2%

(注) 1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による移管数との相違については、行政機関等では行政(法人)文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位(認識番号単位)ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成27年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、11,111件であり、平成26年度と比べて1,994件（対前年度比15.2%）の減少となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは11,111件のうち9件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が7,117件行われている。

表4 利用請求件数

施設名	利用請求件数		(参考) 移管元行政機関等 による利用の特例 の件数
		うち本人からの 利用請求の件数	
国立公文書館	3,234	9	478
宮内公文書館	3,599	0	2,362
外交史料館	713	0	512
東北大学	180	0	6
東京大学	41	0	0
東京工業大学	0	0	0
名古屋大学	1,081	0	13
京都大学	708	0	87
大阪大学	1	0	0
神戸大学	886	0	34
広島大学	10	0	61
九州大学	475	0	0
日銀アーカイブ	183	0	3,564
平成27年度 合計	11,111	9	7,117
平成26年度 合計	13,105	6	7,466

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、平成27年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった12,172件に対し、10,989件(90.3%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、平成28年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は905件(7.4%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	H26年度に利用請求があり、繰り越されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,234	394	3,150	85	393
宮内公文書館	3,599	27	3,216	177	233
外交史料館	713	638	1,076	8	267
東北大学	180	0	180	0	0
東京大学	41	0	41	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,081	0	1,081	0	0
京都大学	708	0	708	0	0
大阪大学	1	0	1	0	0
神戸大学	886	0	886	0	0
広島大学	10	0	10	0	0
九州大学	475	0	475	0	0
日銀アーカイブ	183	2	165	8	12
平成27年度 合計	11,111	1,061	10,989	278	905
利用請求+処理中	12,172				
(割合)	100.0%				
平成26年度 合計	13,105	447	12,108	383	1,061
利用請求+処理中	13,552				
(割合)	100.0%				

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

平成27年度には、表6のとおり、11,048件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は9,047件(81.9%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,994件(18.0%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)7件(0.06%)となっている。

また、一部利用決定がなされた1,994件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,789件(89.7%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)319件(16.0%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)282件(14.1%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)182件(9.1%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位: 件)

施設名	利用決定件数		一部利用決定										全部利用制限					形式不備								
	全部利用決定	一部利用決定	利用制限事由(法16条該当性)										利用制限事由(法16条該当性)													
			1号					2号					1号		2号		3号		4号	5号						
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	3号	4号	5号	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		3号	4号	5号					
国立公文書館	3,155	2,709	446	379	75	15	1	0	0	21	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内公文書館	3,216	2,902	314	290	1	0	69					0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0
外交史料館	1,130	469	661	547	205	304	112					0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0
東北大学	180	108	72						72	0			0	0	0	0	0	0	0					0	0	0
東京大学	41	37	4						4	0			0	0	0	0	0	0	0					0	0	0
東京工業大学	0	0	0						0	0			0	0	0	0	0	0	0					0	0	0
名古屋大学	1,081	979	101						101	0			0	0	1					1	0			0	0	0
京都大学	708	631	77						77	0			0	0	0					0	0			0	0	0
大阪大学	1	1	0						0	0			0	0	0					0	0			0	0	0
神戸大学	886	571	310						310	0			0	0	5					5	0			0	0	0
広島大学	10	6	3						3	0			0	0	1					0	0			0	1	0
九州大学	475	475	0						0	0			0	0	0					0	0			0	0	0
日銀アーカイブ	165	159	6						6	1			0	0	0					0	0			0	0	0
平成27年度合計	11,048	9,047	1,994	1,216	281	319	182	573	1	21	1	70	7	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0
(割合)	100.0%	81.9%	18.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成26年度合計	12,338	10,528	1,804	1,460	317	260	128	225	2	18	0	88	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
(割合)	100.0%	85.3%	14.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:10,989件)と必ずしも一致しない。
 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
 5 斜線部は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

「ガイドライン」(第C章第1節C-6)では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

平成27年度中になされた利用決定11,048件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、即日の3,156件(28.6%)及び30日以内の6,285件(56.9%)を合わせて、9,441件(85.5%)は延長又は特例延長を行わずに利用決定がされている。また、30日以内の延長を行ったものは134件(1.2%)、特例延長を行ったものは1,473件(13.3%)となっている。

なお、利用決定期限を超過したものはなかった。

表7 利用決定までの期間

(単位：件)

施設名	利用決定件数(再掲)											
	延長をしなかったもの					30日以内の延長			特例延長			
	即日	30日以内	期超過	限超過	即日	30日以内	期超過	限超過	即日	30日以内	期超過	限超過
国立公文書館	3,155	2,762	352	2,410	0	75	75	0	318	318	0	0
宮内公文書館	3,216	3,110	0	3,110	0	5	5	0	101	101	0	0
外交史料館	1,130	26	0	26	0	50	50	0	1,054	1,054	0	0
東北大学	180	180	48	132	0	0	—	—	0	—	—	0
東京大学	41	41	0	41	0	0	—	—	0	—	—	0
東京工業大学	0	0	—	—	—	0	—	—	0	—	—	0
名古屋大学	1,081	1,081	941	140	0	0	—	—	0	—	—	0
京都大学	708	708	708	0	0	0	—	—	0	—	—	0
大阪大学	1	1	1	0	0	0	—	—	0	—	—	0
神戸大学	886	886	839	47	0	0	—	—	0	—	—	0
広島大学	10	10	0	10	0	0	—	—	0	—	—	0
九州大学	475	475	267	208	0	0	—	—	0	—	—	0
日銀アーカイブ	165	161	0	161	0	4	4	0	0	—	—	0
平成27年度合計	11,048	9,441	3,156	6,285	0	134	134	0	1,473	1,473	0	0
(割合)	100.0%	85.5%	28.6%	56.9%	0%	1.2%	1.2%	0%	13.3%	13.3%	0%	0%
平成26年度合計	12,338	10,806	3,745	7,061	0	254	254	0	1,278	1,278	0	0
(割合)	100.0%	87.6%	30.4%	57.2%	0%	2.1%	2.1%	0%	10.4%	10.4%	0%	0%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

「ガイドライン」では、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第C章第1節C-6(3)）。

平成27年度に30日以内の延長を行った134件について、その適用理由をみると、表8のとおり、個人に関する情報等の利用制限情報が多数含まれていること等により、審査が困難で時間を要したものが86件(64.2%)と大半を占めている。次いで、その他の理由として、原本が破損しており、利用に供する前に修復を要することから延長手続を適用したものが36件(26.9%)、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが15件(11.2%)、他の業務が繁忙であり利用請求への対応に時間を要したものが4件(3.0%)となっている。

表8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数（再掲）						
	審査困難	対象文書が大量	業務繁忙	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由	
国立公文書館	75	31	11	0	0	2	36
宮内公文書館	5	5	0	0	0	0	0
外交史料館	50	50	0	0	0	0	0
東北大学	0	—	—	—	—	—	—
東京大学	0	—	—	—	—	—	—
東京工業大学	0	—	—	—	—	—	—
名古屋大学	0	—	—	—	—	—	—
京都大学	0	—	—	—	—	—	—
大阪大学	0	—	—	—	—	—	—
神戸大学	0	—	—	—	—	—	—
広島大学	0	—	—	—	—	—	—
九州大学	0	—	—	—	—	—	—
日銀アーカイブ	4	0	4	4	0	0	0
平成27年度 合計	134	86	15	4	0	2	36
(割合)	100.0%	64.2%	11.2%	3.0%	0.0%	1.5%	26.9%
平成26年度 合計	254	237	14	9	0	0	6
(割合)	100.0%	93.3%	5.5%	3.5%	0%	0%	2.4%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数（合計）とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

「ガイドライン」では、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第C章第1節C-6(4))。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,473件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、468件(31.8%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が90日以内に行われたものが76件(5.2%)、91日から半年以内が268件(18.2%)、半年超から1年以内が535件(36.3%)となっており、1年を超過したものが126件(8.6%)という状況であった。

なお、特例延長を適用した事案は年々増加傾向にあるが、その内訳をみると、同一の請求者から同時に複数の利用請求があり、1件当たりの文書量は少量であるが、全体として著しく大量となる場合、それらを順次処理するために複数文書全体を一体として特例延長の対象とする事例が多くみられた。

表9 特例延長の処理状況

(単位：件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
	利用請求から利用決定までに要した日数					
	60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超	
国立公文書館	318	74	52	60	81	51
宮内公文書館	101	26	0	0	0	75
外交史料館	1,054	368	24	208	454	0
東北大学	0	—	—	—	—	—
東京大学	0	—	—	—	—	—
東京工業大学	0	—	—	—	—	—
名古屋大学	0	—	—	—	—	—
京都大学	0	—	—	—	—	—
大阪大学	0	—	—	—	—	—
神戸大学	0	—	—	—	—	—
広島大学	0	—	—	—	—	—
九州大学	0	—	—	—	—	—
日銀アーカイブ	0	—	—	—	—	—
平成27年度 合計	1,473	468	76	268	535	126
(割合)	100.0%	31.8%	5.2%	18.2%	36.3%	8.6%
平成26年度 合計	1,278	576	151	407	136	8
(割合)	100.0%	45.1%	11.8%	31.8%	10.6%	0.6%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数(1,473件)に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第 19 条及び公文書管理法施行令第 24 条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表 10 のとおり、利用件数 9,194 件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが 5,889 件、写しの交付によるものが 3,305 件となっている。写しの交付については、文書又は図画の交付方法としてマイクロフィルムによるものの減少が顕著である。

なお、利用件数は、平成 23 年度以降平成 26 年度まで年々増加していたが、平成 27 年度は 1,249 件（対前年度比 12.0%）の減少となっているが、これは、公文書管理法第 23 条に基づく利用の促進の一つである簡便な方法による利用（後述 8（1）参照）等が増えているためである。

表 10 利用の状況

(単位：件)

施設名	利用件数	利用の方法									
		閲覧 視聴 聴取	写しの交付							電磁的記録	
			用紙への 複写 (枚)	スキャニ ング (枚)	マイクロ フィルム (コマ)	その他 (枚)	印画 (枚)	複製 (枚)	その他 (枚)		
国立公文書館	2,237	292	1,945	23,546	208,452	9	0	0	63	0	
宮内公文書館	2,346	2,340	6	45	17	0	0	0	0	0	
外交史料館	420	413	7	3	2,173	0	0	0	0	0	
東北大学	190	178	12	57	0	0	0	0	0	0	
東京大学	469	469	0	—	—	—	—	—	—	—	
東京工業大学	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
名古屋大学	1,062	24	1,038	27	1,011	0	0	0	0	0	
京都大学	793	708	85	242	563	0	0	0	0	0	
大阪大学	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸大学	970	881	89	1,493	45	0	1	0	0	0	
広島大学	10	10	0	—	—	—	—	—	—	—	
九州大学	475	475	0	—	—	—	—	—	—	—	
日銀アーカイブ	221	98	123	9,974	17,543	0	0	0	1	0	
平成27年度 合計	9,194	5,889	3,305	35,387	229,804	9	1	0	64	0	
平成26年度 合計	10,443	7,939	2,504	51,398	352,952	4,182	0	0	5	0	

(注) 平成 27 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数（11,048 件）を満たしていない。

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てをすることができる（公文書管理法第 21 条第 1 項）。

また、この異議申立てがなされた場合、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、i) 異議申立てが不適法であり却下する場合、ii) 全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第 2 項）。

平成 27 年度に継続した利用請求に対する処分に係る異議申立ては、表 11 のとおり 4 件（すべて国立公文書館長に対するものであり、前年度からの継続 4 件）である。このうち、前年度からの継続事件 4 件については、全て審議中である。

※平成 28 年 4 月 1 日の改正行政不服審査法施行に伴う公文書管理法の改正により、「異議申立て」は、現在は「審査請求」という。

表 11 異議申立ての処理件数

(単位：件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る異議申立て													
		異議申立件数			処理件数						全部利 用に変 更	公文書管理委員会に諮問した事件			
		継続	新規	却下	処理中	諮 問 準備中	諮 問 準備中	諮問中	決 定 準備中	決 定 済 み		諮問の 取下げ			
平成27年度	国立公文書館	4	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
平成26年度	国立公文書館	9	5	4	9	0	4	4	0	0	0	4	0	1	

(注) 「決定済み」とは、異議申立てを受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 2 項（当時）に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う異議申立てに対する決定（行政不服審査法第 47 条（当時））がなされていることをいう。

(参考) 公文書管理委員会に諮問した異議申立て事件一覧

諮問庁	番号	件名	諮問日	答申日	委員会の判断
(独)国立公文書館長	1	「依存性薬物検討会（平成18年度）依存性薬物検討会委員の委嘱について」の一部利用決定に関する件	平成27年4月6日		(諮問中)
	2	「依存性薬物検討会（平成18年度）依存性薬物検討会委員の委嘱について」の一部利用決定に関する件	平成27年4月6日		(諮問中)
	3	「依存性薬物検討会（平成18年度）平成18年度第1回依存性薬物検討会の開催について」の一部利用決定に関する件	平成27年4月6日		(諮問中)
	4	「依存性薬物検討会（平成19年度）平成19年度第1回依存性薬物検討会の開催について」の一部利用決定に関する件	平成27年4月6日		(諮問中)

(注)「諮問庁」とは、異議申立てを受けて、公文書管理法第21条第2項（当時）に基づき公文書管理委員会に諮問した国立公文書館等の長をいう。

7 訴訟の状況

平成27年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第23条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第16条第1項に基づく利用請求の経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが必要であるとしている（第C章第2節C-13(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表12のとおり、44,794件が簡便な方法によって利用に供されており、平成26年度と比べると、8,531件（対前年度23.5%）の増加となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が40,463件（90.3%）、複写物の提供による利用が4,331件（9.7%）となっている。

なお、利用請求による利用件数（9,194件）との合計件数（53,988件）においても、平成26年度（46,706件）に比べ、7,282件（対前年度比15.6%）増加している。また、年間閲覧者は合計9,099人であり、前年度から407人（対前年度比4.3%）減少している。

表12 簡便な方法による利用の状況

施設名	簡便な方法による利用に供した件数							（参考） 利用請求による 利用件数（再掲）			（参考） 簡便な方法 ＋ 利用請求	
	閲覧件数				複写物の提供件数			閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間 閲覧者数 （人）	
	閲覧冊数 （冊）	閲覧巻数 （巻）	複写冊枚 （冊）	複写巻数 （巻）	複写冊枚 （冊）	複写巻数 （巻）						
国立公文書館	23,256	23,234	66,605	205	22	28	0	2,237	292	1,945	25,493	4,722
宮内公文書館	16,559	12,876	12,876	0	3,683	3,683	0	2,346	2,340	6	18,905	1,136
外交史料館	3,347	2,792	22,288	2,840	555	385	559	420	413	7	3,767	2,792
東北大学	118	88	88	0	30	30	0	190	178	12	308	36
東京大学	107	107	469	0	0	0	0	469	469	0	576	54
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	471	470	470	0	1	1	0	1,062	24	1,038	1,533	43
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	793	708	85	793	54
大阪大学	1	1	6	0	0	0	0	1	1	0	2	2
神戸大学	90	50	50	0	40	40	0	970	881	89	1,060	105
広島大学	817	817	42	0	0	0	0	10	10	0	827	0
九州大学	28	28	112	0	0	0	0	475	475	0	503	130
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	221	98	123	221	25
平成27年度 合計	44,794	40,463	103,006	3,045	4,331	4,167	559	9,194	5,889	3,305	53,988	9,099
（割合）	100.0%	90.3%	—	—	9.7%	—	—	—	—	—	—	—
平成26年度 合計	36,263	34,959	101,936	2,744	1,304	1,426	754	10,443	7,939	2,504	46,706	9,506
（割合）	100.0%	96.4%	—	—	3.6%	—	—	—	—	—	—	—

（注）「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電子媒体による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第B章第1節B-5（留意事項））。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、平成27年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」35,063件、「電磁的記録」27件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」279,851件、「電磁的記録」3,619件、全体で283,470件（対前年度14.1%増）となっている。

表13 複製物の作成の状況

(単位：件、冊、コマ)

施設名	複製物作成件数								電磁的記録		
	文書又は図画					平成27年度に新規作成					
	前年度までに作成済み		成果物の作成状況		成果物の作成状況		冊数	コマ数	前年度までに作成済み	平成27年度に新規作成	
			冊数	コマ数							冊数
国立公文書館	237,636	237,189	203,032	11,146	33,672,906	34,157	0	2,100,174	447	422	25
宮内公文書館	3,746	3,746	3,428	0	302,825	318	0	56,468	0	0	0
外交史料館	28,228	28,228	27,994	41,026	9,252,977	234	383	82,138	0	0	0
東北大学	943	916	916	916	81,406	0	0	0	27	27	0
東京大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京工業大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都大学	10	10	0	0	0	10	10	10,057	0	0	0
大阪大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸大学	806	806	672	8	10,099	134	0	2,907	0	0	0
広島大学	109	109	4	4	2,043	105	105	28,984	0	0	0
九州大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日銀アーカイブ	11,992	8,847	8,742	9,892	0	105	182	0	3,145	3,143	2
平成27年度 合計	283,470	279,851	244,788	62,992	43,322,256	35,063	680	2,280,728	3,619	3,592	27
平成26年度 合計	248,394	244,802	226,044	61,557	41,077,271	18,758	810	2,315,879	3,592	472	3,120

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

- 2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

「ガイドライン」では、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとしてされている（第C章第2節C-13(2)（留意事項））。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの5館となっている。

平成27年度における特定歴史公文書等の提供数は181,004件、20,299,578コマであり、これに対して、年間で2,152,096件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、平成26年度と比べると、件数で34,770件（対前年度比23.8%）、コマ数で2,121,849コマ（対前年度比11.7%）、アクセス件数で1,128,834件（対前年度比110.3%）の増加となっている。

表14 デジタルアーカイブの実施状況

（単位：件、コマ）

施設名	デジタルアーカイブの実施の有無			
	有無	デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供		デジタルアーカイブへの年間アクセス件数
		件数	コマ数	
国立公文書館	有	179,195	20,234,469	295,811
宮内公文書館	有	1,004	50,404	1,827,775
外交史料館	無			
東北大学	無			
東京大学	無			
東京工業大学	無			
名古屋大学	無			
京都大学	有	5	1,578	0
大阪大学	無			
神戸大学	有	798	13,006	2,559
広島大学	無			
九州大学	無			
日銀アーカイブ	有	2	121	25,951
平成27年度 合計	—	181,004	20,299,578	2,152,096
平成26年度 合計	—	146,234	18,177,729	1,023,262

(4) 展示会及び見学会の開催状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第C章第2節C-14(留意事項)）。

国立公文書館等において、平成27年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、61回開催されており、合わせて331,380人が来場している。また、見学会は247回開催しており、3,192人の見学者を受け入れている。

なお、平成26年度と比べて、展示会の入場者数は61,487人（対前年度比15.7%）の減少となっているが、見学会の入場者数は1,871人（対前年度比141.6%）の増加となっている（展示会の開催状況については、別添資料2を参照）。

表15 展示会及び見学会の開催状況

（単位：回、人）

施設名	展示会の開催回数		見学会の開催回数	
	回数	入場者数	回数	入場者数
国立公文書館	13	55,671	151	2,195
宮内公文書館	9	3,029	6	81
外交史料館	6	19,819	0	0
東北大学	10	5,001	0	0
東京大学	1	387	13	43
東京工業大学	2	6,474	2	27
名古屋大学	1	378	9	14
京都大学	4	42,638	8	72
大阪大学	0	0	10	50
神戸大学	5	15,107	7	93
広島大学	5	1,900	6	104
九州大学	2	820	35	513
日銀アーカイブ	3	180,156	0	0
平成27年度 合計	61	331,380	247	3,192
平成26年度 合計	62	392,867	167	1,321

（注）「日銀アーカイブ」の展示会は、同アーカイブ独自の展示施設がなく日本銀行の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われており、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については、展示会全体の計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

「ガイドライン」では、外部での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共的目的を持った行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出しの機会の増加に努めることも重要であるとしている（第C章第2節C-15(留意事項)）。

平成27年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で179件となっており、その内訳をみると、国の機関へ63件（35.2%）、独立行政法人等へ28件（15.6%）のほか、地方公共団体へ81件（45.3%）、民間その他の団体へ7件（3.9%）となっている。

表16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	特定歴史公文書等の貸出先															
	国立公文書館等			国の機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体			
	貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			
1か月以内	1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超			
国立公文書館	73	0	—	—	0	—	—	2	2	0	70	13	57	1	0	1
宮内公文書館	8	0	—	—	0	—	—	0	—	—	8	0	8	0	—	—
外交史料館	65	0	—	—	63	62	1	0	—	—	0	—	—	2	0	2
東北大学	2	0	—	—	0	—	—	0	—	—	1	0	1	1	0	1
東京大学	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
東京工業大学	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
名古屋大学	1	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	1	1	0
京都大学	3	0	—	—	0	—	—	0	—	—	1	0	1	2	0	2
大阪大学	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
神戸大学	21	0	—	—	0	—	—	21	21	0	0	—	—	0	—	—
広島大学	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
九州大学	6	0	—	—	0	—	—	5	2	3	1	0	1	0	—	—
日銀アーカイブ	0	0	—	—	0	—	—	0	0	0	0	—	—	0	—	—
平成27年度 合計	179	0	0	0	63	62	1	28	25	3	81	13	68	7	1	6
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.2%	34.6%	0.6%	15.6%	14.0%	1.7%	45.3%	7.3%	38.0%	3.9%	0.6%	3.4%
平成26年度 合計	3,286	3	0	3	6	6	0	3,103	3,099	4	139	17	122	35	15	20
(割合)	100.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	94.4%	94.3%	0.1%	4.2%	0.5%	3.7%	1.1%	0.5%	0.6%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

「ガイドライン」では、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第C章第2節C-16(留意事項)）。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、平成27年度には、国立公文書館で4件、外交史料館で5件、名古屋大学で1件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「公文附属の図」（重要文化財）など、外交史料館では、「日独通商航海条約」など、名古屋大学では、「石岡繁雄資料」である。

表17 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の件数		
		文書種別	
		文書又は図画	電磁的記録 その他
国立公文書館	4	4	0
宮内公文書館	0	—	—
外交史料館	5	5	0
東北大学	0	—	—
東京大学	0	—	—
東京工業大学	0	—	—
名古屋大学	1	1	0
京都大学	0	—	—
大阪大学	0	—	—
神戸大学	0	—	—
広島大学	0	—	—
九州大学	0	—	—
日銀アーカイブ	0	—	—
平成27年度 合計	10	10	0
平成26年度 合計	15	15	0

(7) レファレンスの実施状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。また、レファレンスに当たっては、文書の利用方法等の外形的な案内に留まるのではなく、利用者の希望に応じた特定歴史公文書等の検索、参考文献に関する情報提供、特定歴史公文書等が作成された背景に関する説明をすることが望まれるとされている（第C章第2節C-17(留意事項)）。

平成27年度において国立公文書館等が行った利用者に対するレファレンスについては、表18のとおり、合計4,180回となっている。このうち、利用に関する情報の提供が1,727回（41.3%）と最も多く、目録に関する情報の提供1,124回（26.9%）、検索方法に係る情報の提供427回（10.2%）がこれに続いている。

表18 レファレンスの実施状況

(単位：回)

施設名	レファレンスの実施回数						
		利用に関する情報の提供	目録に関する情報の提供	検索方法に係る情報の提供	参考文献に関する情報の提供	他の国立公文書館等に関する情報の提供	その他の情報の提供
国立公文書館	1,357	765	105	291	13	51	132
宮内公文書館	132	18	59	10	15	5	25
外交史料館	938	599	116	114	95	14	0
東北大学	92	46	46	0	0	0	0
東京大学	55	0	0	0	1	0	54
東京工業大学	0	—	—	—	—	—	—
名古屋大学	72	35	0	0	0	0	37
京都大学	105	34	1	0	0	0	70
大阪大学	8	0	0	0	0	1	7
神戸大学	922	106	726	10	2	4	74
広島大学	28	3	6	0	0	0	19
九州大学	352	7	60	2	44	0	239
日銀アーカイブ	119	114	5	0	0	0	0
平成27年度 合計	4,180	1,727	1,124	427	170	75	657
(割合)	100.0%	41.3%	26.9%	10.2%	4.1%	1.8%	15.7%
平成26年度 合計	4,128	1,696	950	625	142	119	596
(割合)	100.0%	41.1%	23.0%	15.1%	3.4%	2.9%	14.4%

(注) 「割合」は、レファレンスの実施回数に占める割合を表す。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

平成27年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

また、「ガイドライン」において、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修を実施するとともに、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修を実施することとされている。

（第E章E-1）

これらに基づき、国立公文書館では、表19のとおり、平成27年度中に10回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から1,335人が参加している。

また、国立公文書館以外の12館においても計46回の研修が実施され、各関係機関から計1,140人が参加している。

さらに、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表20のとおり、平成27年度中は計28回の講師派遣（関係機関からの参加者計1,923人）が行われている。

表 19 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	10	1,335	0	33	4	647	3	587	3	68	0	0
宮内公文書館	1	31	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0
外交史料館	8	10	7	8	1	2	0	0	0	0	0	0
東北大学	1	53	0	0	0	0	1	53	0	0	0	0
東京大学	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京工業大学	1	85	0	0	0	0	1	85	0	0	0	0
名古屋大学	1	79	0	0	1	79	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	123	0	0	0	0	3	123	0	0	0	0
大阪大学	1	68	0	0	0	0	1	68	0	0	0	0
神戸大学	4	62	3	12	0	0	1	50	0	0	0	0
広島大学	5	272	0	0	0	0	5	272	0	0	0	0
九州大学	3	106	0	0	0	0	3	106	0	0	0	0
日銀アーカイブ	18	251	14	182	0	0	4	69	0	0	0	0
平成27年度 合計	56	2,475	24	235	7	759	22	1,413	3	68	0	0
(割合)	100.0%	—	42.9%	—	12.5%	—	39.3%	—	5.4%	—	0.0%	—
平成26年度 合計	63	2,335	30	303	6	605	22	1,329	4	88	1	10
(割合)	100.0%	—	47.6%	—	9.5%	—	34.9%	—	6.3%	—	2%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 20 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	17	1,463	0	0	8	716	0	0	2	43	7	704
宮内公文書館	2	115	1	5	0	0	0	0	1	110	0	0
外交史料館	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北大学	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京大学	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名古屋大学	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都大学	1	40	0	0	0	0	1	40	0	0	0	0
大阪大学	2	57	0	0	0	0	1	32	0	0	1	25
神戸大学	1	83	0	0	0	0	1	83	0	0	0	0
広島大学	1	45	0	0	0	0	1	45	0	0	0	0
九州大学	3	120	0	0	0	0	2	20	0	0	1	100
日銀アーカイブ	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	28	1,923	2	5	8	716	6	220	3	153	9	829
(割合)	100.0%	—	7.1%	—	28.6%	—	21.4%	—	10.7%	—	32.1%	—
平成26年度	30	1,583	1	50	6	327	8	430	6	331	9	445
(割合)	100.0%	—	3.3%	—	20.0%	—	26.7%	—	20.0%	—	30.0%	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、平成 27 年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 各書庫内において、スタンプ型寒天培地で付着菌を採取し、培養した付着菌の調査を行い、書庫内環境の把握に努めた。また、カビの予防のため、天井、床面、壁面及び各棚を不織布に塩化ベンザルコニウム等の薬剤を染み込ませ拭き取る防塵防カビ処理を行った。さらに、虫害予防として、新設した南書庫の扉や排気口をスポンジや中性紙を用いて目張りをし、害虫の侵入防止措置を行った。(平成 25 年度以降継続)(宮内公文書館)
- ・ 資料保存対策の一環として、明治・大正期に作成された紙資料を中心に劣化が激しい資料 102 冊について複製マイクロフィルムを作成したほか、3 冊について、デジタル化の上、長期保存用ディスクに収録した。また、水損資料について 3 冊修復した。(平成 26 年度以降継続)(日銀アーカイブ)

<利用の促進等>

- ・ 他の国立大学等のアーカイブズ関係者からのヒアリング・視察に積極的に応じた。(名古屋大学)
- ・ 利用促進のために「所蔵資料検索システム」を更新し、写真以外の文書についてもデジタルアーカイブを開始した。また、旧制京都大学に在任していた歴代の教員履歴検索システム「歴代総長・教授・助教授履歴検索システム(旧制)」を公開した。(京都大学)
- ・ 歴史公文書等の利用の促進を図るため、巡回展示の会場を従来の 2 箇所から 3 箇所に増やすと共に、MLA 連携(博物館・図書館・文書館の連携)の一環として初めて博物館での巡回展示を実施した。(神戸大学)
- ・ 法人文書管理業務を財務・総務室総務グループから引き継ぎ、作成から移管・廃棄までの一元的管理を実施するとともに、法人文書管理システムの管理も行っている(平成 26 年度以降継続)。(広島大学)
- ・ 箱崎キャンパスにて、今後解体が予定されている近代建築物 5 棟について、大学文書館所蔵の図面の見学を含む見学・撮影ツアーを開催。(九州大学)